

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は経営陣が特に気になさる「欠格要件」に関することについて取り上げました。
では、早速前回の宿題から。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物処理業の新規許可申請時において処理業者である法人の取締役が欠格事項に該当し、不許可となるものはどれか。

- (1) 道路交通法違反で罰金刑を受けてから2年経過した場合。
- (2) 廃棄物処理法違反で不起訴処分を受けてから1年経過した場合。
- (3) 浄化槽法違反で起訴猶予処分を受けてから3年経過した場合。
- (4) 傷害罪で罰金刑を受けてから3年経過した場合。
- (5) 公職選挙法違反で罰金刑を受けてから1年経過した場合。

【解説】

刑法について、罰金以上の刑に処せられて5年を経過しない者が役員となっていることが判明して不許可となる事例がある。法第7条第5項第4号ロの規定により、すべての法律について禁錮以上の刑に処せられて5年を経過しない者についてと、同号ハの規定によりの生活環境の保全を目的とする政令に規定される10の法律と「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」と廃棄物処理法に規定される刑法の6条の罪(傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合及び結集罪、脅迫罪、背任罪)と「暴力行為等処罰に関する法律」において罰金以上の刑に処せられて5年を経過しない者については欠格事項に該当する。なお、不許可処分は許可取消処分とは異なり、不許可処分により法人が欠格要件に該当するわけではないので、欠格該当の役員を退任させて、再度許可申請することにより、法第14条第5項第2号イ又はニに定める法第7条第5項第4号トの「おそれ条項」など他の許可基準に不適合にならない限り、許可されることはある。

正解(4)

どうでしたか？皆さん、正解なさいましたか？もっとも、この機関誌、特にこのBUNさんコラムの愛読者にとっては欠格要件なんて無縁のこととは思いますが。

ただ、解説にも書いていますが、全国にはまったくもって間抜けな事例もありまして・・・社長さんが、どこかで知り合って意気投合した人物を自分の会社の役員にした。変更届も提出した。数年が経ち5年間の許可期限が到来するので更新許可申請を行った。行政は当然、審査するんですね。その審査の過程で、その人物が欠格者であることが判明した。なんと、その人物はこの社長さんと知り合う前に、暴力行為で執行猶予付きではありますが懲役刑に処せられていたようなんです。欠格者である役員がいる会社は許可取り消されますよね。

この会社の違反じゃないにもかかわらず、わざわざ欠格者を役員にしたがために、許可取消になってしまったという事案。新たな人物を役員にするときは、くれぐれも身体検査は厳重にっていう他山の石です。

さて、このところ処理業さんにかかわる話だけでしたので、次は排出事業者にかかわる問題にしましょう。

排出事業者と言えば、なんととっても委託契約でしょうか。

Q、産業廃棄物の処理委託に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 産業廃棄物の処理には許可制度はないので無許可の者に委託してもよい。
- (2) 産業廃棄物の処理には許可制度はないので一般廃棄物の許可業者に委託することになる。
- (3) 産業廃棄物の処理を委託する場合には産業廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。
- (4) 他者の産業廃棄物を無許可で処理した場合は罰則の規定があるが、産業廃棄物を無許可の者に委託しても罰則は規定されていない。
- (5) 産業廃棄物処分業の許可業者には、その業者に処分を委託するのであれば収集運搬業の許可がなくても収集運搬も委託できる。

【解説】

排出事業者が産業廃棄物を自ら処理できない場合、その産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託することができる。その場合、産業廃棄物処理業の許可を有する者（その他環境省令で定める者）に委託しなければならない。

なお、無許可の業者に産業廃棄物処理を委託した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される。したがって(3)正しい。

正解(3)

どうでしたか？さすがにこのコラム愛読者でこの問題を間違った方はいないでしょう。

でも、解説にある「無許可の業者に産業廃棄物処理を委託した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される。」はご存じでしたか。「無許可業者が罰せられることはあっても、排出事業者も罪になるのか。」改めて知ったって方もいらしたのでは。これは、まさに「排出事業者責任」なんですよ。無許可悪いよ。でもね。あなたがそいつに頼まなかったら無許可にはならなかったんですよ。頼んだあなたも同罪だよ。ってことなんですよ。

「廃棄物処理法の勉強」というと、なんでも、かんでも、委託契約書とマニフェストって方がいらっしやいますが、ちょっと待ってください。無許可業者と委託契約書締結して意味ありますか？無許可業者にマニフェスト交付して意味ありますか？まずは、なんとと言っても、相手はちゃんと許可を持っているかでしょ。ですよ。

じゃ、今回の宿題は続けて委託契約関連で。



宿題Q

産業廃棄物の委託基準に関する記述として、誤っているものはどれか。

- (1) 委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。
- (2) 委託契約書には委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれることを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 委託契約は書面で行わなければならない。
- (4) 運搬を委託する場合は、委託契約書に運搬の最終目的地を記載しなければならない。
- (5) 最終処分を委託する場合のみ、委託契約書に施設の処理能力を記載しなければならない。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。